

施設工事のため ごみ減量のお願い

尾道市クリーンセンターでは、焼却施設の延命化と二酸化炭素排出量の削減を目的として、改良工事を実施しています。

特に2月5日(月)～3月16日(金)の期間中は、焼却炉の1炉を停止して工事を行います。その間、処理しきれない可燃ごみは外部に処理委託の予定です。

皆さんには、より一層のごみ減量にご協力をお願いします。

衛生施設センター
(☎0848-48-2900)



日曜にも受け取れます マイナンバーカード

マイナンバーカード交付案内が届き、暗証番号設定用のはがきを出して7日(祝日を除く)以上経過している人

1月28日(日) 8:30～12:00
次回は2月25日(日)です。

本庁市民課のみ
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、1月24日(水)までに要連絡。

特・マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
・本人確認書類(交付案内参照)
・通知カード(回収)
・住民基本台帳カード(回収・お持ちの人のみ)

市民課(☎0848-38-9102)

ふるさと納税寄附金に対する 返礼品の対象者が変わります

市へ寄附(ふるさと納税)していただいた全ての人に、お礼として市の特産品などをお贈りしていましたが、総務省からの通知の趣旨をふまえ、4月1日(日)より、対象者が市外在住者のみになります。

ご理解とご協力をお願いします。
政策企画課
(☎0848-38-9314)

尾道税務署の確定申告窓口相談等

確定申告の窓口相談・申告書の受付期間(平成29年分)

税目	日	時	場所
所得税および復興特別所得税	2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜を除く。	受付 8:30～16:00 相談 9:00～17:00	尾道税務署
消費税および地方消費税	受付中～4月2日(月) ※土・日・祝日を除く。		

※2月15日(木)以前は、申告会場は設置していません。

※申告書の提出は、郵送か税務署の時間外取受箱への投函でも可能です。

※今回から、税務署主催の因島・瀬戸田の出張相談会場はありません。

◎申告会場は大変込み合います。
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxが郵送での提出が便利です。

平成28年分以降の確定申告書には「マイナンバー(12桁)の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

※e-Taxを利用の場合は「本人確認書類」は不要です。

平成28年分の所得税等の確定申告書を尾道市の申告相談会場で提出した人は、平成29年分の確定申告から、申告書等用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが届きます。

はがきには、確定申告書を作成するために必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。

尾道税務署(☎0848-22-2131)

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/>

野焼きによる火災に注意しましょう

野焼きから建物へ燃え移る火災が多発しています。また、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるとともに、悪臭や煙によって周りの住民に大変な迷惑をかけます。

そのため、一部の例外を除いて、野焼きは法律で禁止されています。「例外」の場合でも、必ず消防署への届出が必要です。そのうえで、消火準備をし、周りに燃えやすい物がないよう注意して行いましょう。

届出方法 近くの消防署へ、届出書の提出か電話で

政令で定められている例外的な焼却行為

- ・農業、漁業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却(落ち葉、草、麦わらなど。合成樹脂や油脂類は不可。)
- ・日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの(たき火、バーベキュー、キャンプファイヤーなど。合成樹脂や油脂類は不可。)
- ・風俗慣習上または宗教上の行為を行うために必要な焼却(お焚き上げ、護摩焚きなどの宗教行事やとんど行事などの地域の伝統行事など。)
- ・消火訓練に伴うもの、災害予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

消防局予防課(☎0848-55-9123)

Q.1

国民年金制度とは
どんな制度ですか。

A 老後や不慮の事故に対しての生活保障を目的とした制度で、国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員加入する必要があります。

Q.2

加入手続きは
どうしたらいいですか。

A 20歳の誕生月に、日本年金機構から国民年金加入の案内が送られます。学生や職場を通して加入する年金に入っていない人は、同封の「国民年金被保険者資格取得届」を市役所・支所へ提出してください。

新成人の
皆さんへ

20歳になったら国民年金

保険年金課
(☎0848-38-9143)

Q.3

収入が少ないので、保険料を
納めることが難しいときは。

A 申請すれば前年の所得をもとに保険料の納付が猶予されます。学生には「学生納付特例制度」、学生でない50歳未満の人には「納付猶予制度」があります。この期間は将来受け取る年金額には反映されませんが、10年以内であればさかのぼって納付(追納)できます。

Q.4

保険料を納めないと
どうなるのですか。

A いざ年金をもらうとき、必要な資格期間を満たしていないため、受給できなかったり、将来受け取る年金額が少なくなったりします。また、病気やけがで障害が残ったときや死亡したときに、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。

清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

「休日」ごみ持込・「祝日」ごみ収集のお知らせ

1月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみです。)

27日(土)	御調清掃センター	8:30～11:00
28日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30～12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)
※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

2月12日「振替休日」のごみ収集

月・木曜が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。
※もやせるごみ以外の収集はお休みです。
※2月12日(休)のごみ持込受付はありません。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00～16:30/月・祝日休館

1/21(日) 13:30～	イスの布カバー張り替え教室・自転車かんたん修理教室 料100円(イス)、実費(自転車) 定3人 備イスの張り替え用布・スポンジ、修理用自転車など	2月の出張販売	
1/24(水) 13:30～14:30	EMボカシ・EM活性液講習会 定10人 備米のとぎ汁(活性液)		
2/1(木) 13:30～15:00	ダンボールで生ごみを堆肥にしよう 料600円 定10人 備ダンボール2個		
2/2(金) 10:30～12:00	天ぷら油で石けんをつくろう 料200円 定10人 備ビニール手袋、エプロン		
		2/3(土) 10:00～14:00	市民センターむかいしま
		2/9(金) 10:00～14:00	道の駅クロロードみつぎ
		2/13(火) 10:30～14:00	因島総合支所1階ロビー
		2/14(水) 10:30～14:00	瀬戸田市民会館前駐車場
		2/4(日) 10:00～15:00	フリーマーケット【出店者募集中】 料金:1区画1,000円 募集店数:7店